



平成 31 年 4 月 23 日
自動車局技術政策課

乗用車の衝突被害軽減ブレーキ認定結果を初めて公表します！

～ 8社 152 型式の衝突被害軽減ブレーキを認定 ～

乗用車に搭載された衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定した結果を公表します。認定を受けた自動車の情報については、国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することにより、官民連携による普及促進の取組みの一層の推進を図ります。

国土交通省では、高齢運転者による交通事故を防止するために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議における中間取りまとめを踏まえ、自動車メーカー等の求めに応じ、乗用車の衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定する制度を平成30年3月に創設しました。(詳細は別紙1をご参照ください。)

今般、平成30年中に申請のあった自動車について認定審査が終了しましたので、その結果を発表いたします。今回は下記1. のとおり国内メーカー8社から申請のあった152の型式について性能認定を行いました。

また、今回の発表にあわせて、下記2. のとおり自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において活用できるロゴマークを作成いたしました。

国土交通省としては、今回の結果も活用しつつ、官民連携による衝突被害軽減ブレーキの普及促進の取組みの一層の推進を図って参ります。

1. 認定を受けた自動車

8社152型式の自動車について、その衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを認定いたしました。(対象車種については別紙2をご参照ください。)

詳細情報は国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/AEBS.html>)に掲載しています。

2. ロゴマーク

衝突被害軽減ブレーキ及びその認定制度に対する認知度及び関心を高めることを目的として、下記のロゴマークを作成しました。自動車メーカー等においても認定を受けた自動車の情報とともに衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することができます。



* AEBS: 衝突被害軽減ブレーキの英名であるAdvanced Emergency Braking Systemの略称

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 こうしな 神志那、池田

代表:03-5253-8111(内線 42255)

直通:03-5253-8591、FAX 03-5253-1639